

平成22年度「地球規模課題国際研究ネットワーク事業(国際研究ネットワーク形成等の推進)」に寄せられたお問い合わせ及び回答(公募開始～平成22年2月17日)
(青字は2月1日公開版からの更新部分)

Q1 研究ネットワークの形成にあたり海外の組織・機関(駐日事務所を含む)が参加することは可能でしょうか。

A 海外の組織・機関が参加することは可能です。ただし、本事業は国内研究機関のネットワーク形成を目的としているため、海外の組織・機関が参加することで国内研究機関にメリットが生じることが望ましいです。

Q2 業務の再委託は可能でしょうか。

A 委託契約書(案)第5条にお示ししているように、委託事業の全部を再委託することはできませんが、一部については条件を満たせば再委託することができます。詳細は委託契約書(案)をご確認ください。

Q3 研究ネットワークが満たすべき参加機関数や参加人数などネットワーク規模は定められていますか。

A 本事業は22年度から開始されることもありネットワークの規模は定めておりませんが、より良いネットワーク構築のため多くの機関等の参加を期待しています。なお、2年目以降に初年度の状況も踏まえ規模等を定める可能性はあります。

Q4 評価項目一覧について、赤字で記載されている箇所は赤字で印刷するのでしょうか。また“評価配分”で必須とされていない“評価項目”の“提案書頁番号”欄は、空欄または“なし”と記入すればいいのでしょうか。

A 記入は黒色でも構いません。また該当のない“提案書頁番号”欄は、空欄でも“なし”と記入してもどちらでも構いません。

Q5 提案書等の提出部数はいくつでしょうか。

A 提案書等(提案書、提案書頁番号欄に該当頁番号を記載した評価項目一覧及び添付資料)の提出部数は正・副一部ずつです。また電子媒体(一部)での提出もお願いします。なお、添付資料については資料の種類によっては追加提出を求められることがありますのでご承知おき下さい。

Q6 予定価格は発表しないのですか。

A 予定価格の発表は行いません。なお本事業の予算額は600万円となっています。

Q7 事業内容の一つとしてホームページを作成して国際共同研究の成果等を広く情報提供することに取り組むこととされていますが、どこのサーバーに

ホームページを開設して情報を提供することになりますか。

- A ホームページ開設場所については農林水産技術会議事務局筑波事務所にサーバーがあり、できれば同所のサーバーにホームページの開設をお願いしたいと思います。

Q 8 「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業は、単年度公募をするのですが、それではネットワークの構築が切れ切れになるのではないのでしょうか。また、具体的にはどのような成果が求められているのでしょうか。

- A 「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業は調査などを目的とした事業であることから、総合評価方式による一般競争入札を行うこととしています。このため、ネットワークの継続性の維持の観点からホームページのプログラム CD の提出などを求めているところです。また、ホームページ開設場所については農林水産技術会議事務局筑波事務所にサーバーがあり、できれば同所のサーバーにホームページの開設をお願いしたいと思います。ホームページについては、より良い情報提供が可能となるよう2年目以降も委託先には改善をお願いしたいと思います。

Q 9 「国際研究ネットワーク形成等の推進」委託事業の仕様書の2の「事業目的」に「さらには、これらの取組を通じて、我が国が対応すべき食料安全保障分野、環境・資源分野の国際的な課題解決に貢献することを目指します。」と記載されています。一方、3の「事業内容」の(1)の「国際研究分野における技術的な目利き、将来予測等」には「特に農業分野における温室効果ガス排出削減・吸収等の分野において、国内にある技術シーズ等について、今後国際研究に取り組むことで課題解決に貢献できる見通しのものについて整理し、その将来予測を行うこととします。」と記載されています。

本事業では「農業分野における温室効果ガス排出削減・吸収等の分野」のみを実施すれば良いのでしょうか。

- A 仕様書の3の「事業内容」の(1)では、「国際研究分野における技術的な目利き、将来予測等」について、特に地球規模課題として重要な「農業分野における温室効果ガス排出削減・吸収等の分野」や類似の分野に取り組んで頂くこととしています。

本事業全体としては、目利き、将来予測等以外にもシンポジウムの開催やインターネットを活用した情報交流により分野横断的なネットワーク形成等の推進に取り組んで頂き、もって、我が国が対応すべき食料安全保障分野、環境・資源分野の国際的な課題解決に貢献することを目指すこととしています。

Q 10 「国際研究ネットワーク形成等の推進」委託事業の「提案書雛形」には経費の内訳を示す様式は特にありませんが、経費積算を記載する必要は無いのでしょうか。

- A 提案書には経費積算を記載する必要はありませんが、入札が行われて応札予定者が決定した場合は、応札予定者は速やかに経費積算書を提出して頂く必要があります。

Q 1 1 契約権限を機関の長から委任されている者が入札する場合は委任状が必要ですか。

- A 機関の代表者以外の者が入札する場合は必ず委任状が必要です。

「国際研究ネットワーク形成等の推進・国際共同研究等の推進 共通」

Q 1 「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業、「国際共同研究等の推進」事業それぞれの事業に同じ機関・組織が応募することは可能でしょうか。

- A それぞれの事業に同じ機関・組織が応募することは可能です。

Q 2 「国際共同研究等の推進」事業のコンソーシアム参加機関の専門家が「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業における国際研究の分野における技術的な目利き、将来予測等を行うための検討会議の有識者として参加することは可能ですか。

- A コンソーシアム参加機関の専門家が検討会議の有識者として参加することについては、特に制限されておりませんが当該検討会議の設置趣旨から、その妥当性について、プログラムディレクターによる指導が行われることがありますので、ご承知おき下さい。

Q 3 「国際共同研究等の推進」事業と「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業は別々に応募するが、一体の事業として取り組むとは、具体的にはどういうことですか。

- A 本事業では、国際研究に取り組む我が国研究機関のネットワーク形成を推進しつつ、同時に、国際共同研究等を推進し、我が国が対応すべき食料安全保障分野、環境・資源分野の国際的な課題解決に貢献することを目指しています。このため、「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業と「国際共同研究等の推進」事業を一体の事業として事業運営を行うこととしているところです。

具体的には、事業全体の進行管理を的確に把握・管理するための事業運営委員会を設置し、事業の推進方策の検討、進捗状況の把握、成果の把握等を行うこととしています。また、受託機関についても、「国際研究ネットワーク形成等の推進」事業において国際研究ネットワーク形成等の推進のために設置されるセンター機関を中心としたネットワークに「国際共同研究等の推進」事業の受託機関（コンソーシアムハブ機関及びコンソーシアム参加機関）も

積極的に参加・協力することを求めており、センター機関が情報提供の取組として行うシンポジウムへの参加やコンソーシアムの共同研究等活動の成果の提供などをお願いしたいと考えております。